

NPO あだちの轍 だより

2012

7・8月

「もっと広げたい、地域の“わ”」

あだちNPOフェスティバル2012 出展、企画参加団体募集

NPOの活動とその魅力、可能性をわかりやすく区民に伝え、NPOの活動に参加するきっかけを作ること。そして、NPO同士が連携し、さらに地域の“わ”を広げていくことを目指して、今年度のNPOフェスティバルを開催します。

日時：平成24年9月30日(日)11時～15時

会場：足立区役所 中央館1階

会場が広くなりました



① テーマ別イベント・ステージ

～地域の課題がわかる。テーマ毎の情報が手に入る。

② “団体の活動がわかる” 出展ブース

～団体の活動をわかりやすく、区民に伝える。

今年度は、出展だけではなく、フェスティバルをともに盛り上げていただける企画参加団体を募集しています。詳細は足立区NPO活動支援センターまでお問い合わせください。

専門相談員にきく

教えて先生！NPOマネジメント

Q. 質問： 設立後4年を経過したNPO法人です。平成24年4月に施行されたNPO法により、多くのNPO法人が理事の代表権喪失登記を行う必要があると聞きました。どのような場合にその対象となるのでしょうか。また、代表権喪失登記の手続きとは、具体的にどのようなことをするのでしょうか？

A. 回答： 足立区NPO専門相談員 行政書士 清水 良満 先生

これまでは、定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定めていても、代表権を有する者として理事全員の登記をしなければなりませんでした。

改正NPO法(平成24年4月1日施行)では、「理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。」旨の規定が削除されました。これに伴い、NPO法人の登記について定めている組合等登記令において「代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め」が登記事項になりました。つまり、定款で代表権を制限して理事長のみが代表権を有する場合は、理事長のみを理事として登記することになったのです。

冒頭に記載した様な条文を定款に定めているNPO法人は、平成24年4月1日から6か月以内に、理事長以外の理事について「平成24年4月1日代表権喪失」を原因とする変更登記を行わなければなりません(資産総額の変更等他の登記申請をする場合は同時に行う)。

書類は(1)登記申請書(2)定款(3)定款の規定に基づき理事長を選定したことを証する書面(選定当時作成された理事の互選書等)(4)理事長の就任当時の就任承諾書等が必要になります。

代表権を有する理事については変更登記の必要はありませんのでご注意ください。以下の法務省サイト内に必要書類の記載例等が掲載されています。 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00067.html

なお、理事長以外の理事について代表権を制限しない場合、「理事全員はこの法人を代表する。」のように、定款の条文変更および、定款の変更登記も行わなければなりません。

専門相談は、団体運営の強い味方です！お気軽にご相談ください。※完全予約制


◆足立区公益活動げんき応援事業助成金(第2期)

【募集期間】平成24年7月30日(月)～9月7日(金)
 【助成対象団体】NPO活動支援センターに登録しているNPO・ボランティア団体
 【助成対象事業】区民を主たる対象とした公益性の高い活動や地域貢献活動

上限額が
UP↑しました

コース名	こんな団体に	助成額
げんき応援コース	活動の活性化と維持継続を目的とする団体	事業対象経費 10万円以内
ステップアップコース	自主事業化を目指すなど、団体の自主自立や発展を目指す団体	事業対象経費 10万円～50万円 (補助率3分の2)

【申込・問合せ】 区民参画推進課区民参画支援係 TEL: 03-3880-5020

機関紙は隔月発行です。リアルタイムな助成金情報入手のために、協働パートナーサイトの「助成金」のページを
 チェック、メールマガジンに登録しましょう！詳細は > <http://adachi-kyodo.genki365.net/> にアクセス！
 または あだち協働パートナーサイト  センターで助成金の申請書の書き方指導もできます。ぜひご来館ください。

イベント情報・お知らせ

◆団体運営お助け講座(9月8日)
 『これでスッキリ！NPOの税務－基礎の基礎』

団体事業の実施にあたって必要となる税務についての基礎知識を身につける講座です。

団体の会計に関わる方が、どのような事業にどのような税金が掛かるのか、事業年度と申告期限はいつまでか、などの**基本的な会計業務を理解し、事業運営と決算・事業報告を滞りなく行えるようにすることが目標**です。

講師は、税理士でNPO専門相談員の石田英夫先生です。

- ◆日時 9月8日(土)10時～正午
- ◆会場 足立区NPO活動支援センター
- ◆対象 足立区内の任意団体やNPO法人の方
- ◆参加費 無料
- ◆定員 15名
- ◆お申込 電話・FAX・メールにて受け付けます
 電話:03-3840-2331 FAX:03-3840-2333
 メール:npo-sc@adachi.ne.jp
 ※お申込の際に下記を明記して下さい
 「講座名(お助け)」、住所、氏名、年齢、電話、FAX、
 メールアドレス、その他知りたいこと

団体ポスター掲示情報【エル・ソフィア2階】

以下の団体のポスターを掲示中です。ぜひお立ち寄りください。
 【7月】サザンさわやか倶楽部、アイ・サポート
 【8月】足立サンソ友の会、あだち日曜教室を育てる会

NPO法人情報 (平成24年3月末現在)

- 足立区内に主たる事務所を置くNPO法人 171団体
- 足立区内に事務所を持つNPO法人 190団体
 (東京都認証155団体/内閣府認証35団体)
- NPO法人認証数 東京都7247団体
 全国45146団体

◆あだち皆援隊 記念講演(8月26日)
 『わが町再発見
 ～僕が歩いた足立区の魅力～』
 コラムニスト・泉麻人氏が“あだち”を語る！

地域にあなたの力を生かすあだち皆援隊養成講座。まずは“あだち”のよさや今の状況を知ることから始めましょう。

町歩きや東京文化などに詳しい泉麻人氏がわが町発見の楽しさや方法、足立区に関する情報などをお話します。



《すでに地域で活躍されているNPO・ボランティア団体の皆さんもぜひご参加ください！》

- ◆日時 8月26日(日)13時30分～16時(開場13時)
- ◆会場 足立区役所13階大会議室
- ◆対象 足立区在住・在勤・在学の方
- ◆参加費 無料
- ◆定員 100名
- ◆お申込 電話・FAX・メールにて受け付けます
 電話:03-3880-5020 FAX:03-3880-0133
 メール:npo@city.adachi.tokyo.jp
 ※お申込の際に下記を明記して下さい
 「皆援隊記念講演」、住所、氏名、年齢、電話、FAX、
 メールアドレス

発行:足立区NPO活動支援センター 足立区梅田7-13-1(梅田図書館1階)
 TEL:03-3840-2331 FAX:03-3840-2333
 Email:npo-sc@adachi.ne.jp URL:<http://adachi-kyodo.genki365.net/>
 担当所管 足立区 区民参画支援係 TEL:03-3880-5020

◆施設点検日(午後5時で閉館):7/31、8/31